

# 改正ハラスメント対策・女性活躍推進法等 説明会のご案内

労働施策総合推進法等の改正により、カスタマーハラスメントおよび求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務になります。

また、女性活躍推進法の改正により、従業員数101人以上の企業は、「男女間賃金差異」及び「女性管理比率」の公表が義務になります。

当説明会では、これらの改正内容等について説明いたしますので、ぜひご参加ください。

## ● 開催日時

- ①**2026年2月26日(木) 13:30～15:30**  
②**2026年3月3日(火) 13:30～15:30**

- **開催形式** … オンライン (Microsoft Teams)
- **定 員** … 各日300名
- **申込期日** … ①**2026年2月18日(水)**  
②**2026年2月24日(火)**

## ● 申込方法

以下、説明会受付サイトからお申し込みください。

※開催日によってお申込み画面が異なりますので、ご注意ください。

### ① 2月26日

[https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp  
/briefings/NTIwNQ==/5f88cd3b4b77424993a586af7d694d61](https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/NTIwNQ==/5f88cd3b4b77424993a586af7d694d61)



### ② 3月3日

[https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp  
/briefings/NTIwNg==/fde0088615924cedade27f053b49dff8](https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/NTIwNg==/fde0088615924cedade27f053b49dff8)



＼ 説明会に関するお問合せはこちら！ ／

群馬労働局雇用環境・均等室

TEL 027-896-4739

(受付時間 8:30～17:15 ※土日祝除く)

厚生労働省

群馬労働局